

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

○平成四年宮城県告示第五百四十一号（非常勤職員公務災害補償等条例に 基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部改正 （職員厚生課）	一
○平成八年宮城県告示第五百六十二号（非常勤職員公務災害補償等条例に 基づく介護補償の額）の一部改正 （同）	二
○廃棄物が地下にある土地の指定 （循環型社会推進課）	二
○宮城県認証食品認証基準の策定（二件） （食産業振興課）	二
○宮城県認証食品認証基準の改正（三件） （同）	三
○指定施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託（二件） （水産業基盤整備課）	四
○海岸保全区域の指定 （同）	五
○海岸保全区域の変更（二件） （同）	五
○土地改良区役員の就任及び退任の届出 （東部地方振興事務所）	六
○土地改良区の定款変更の認可 （北部地方振興事務所）	六
選挙管理委員会	
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正 人事委員会	七
○人事委員会規則七―百三十四（給料の切替えに伴う経過措置）を廃止す る規則	七
○人事委員会規則八―七（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正 する規則	七
○人事委員会の権限（給料の切替えに伴う経過措置）の一部委任を廃止す る告示	七

ページ

監査委員

- 定期監査結果に対する措置の公表 七
- 行政監査の意見に対する措置の公表 一六
- 包括外部監査結果に関する報告の公表 二五

収用委員会

- 裁決手続開始決定の更正決定 二六

正 誤

- 宮城県公報第二六〇九号（平成二十六年十一月十八日付け）中 二六
- 宮城県公報号外第一〇号（平成二十七年三月二十五日付け）中 二六

告 示

○宮城県告示第四百八十三号

平成四年宮城県告示第五百四十一号（非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十歳未満	四、四七五円	一三、〇〇五円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇三〇円	一三、〇〇五円
二十五歳以上三十歳未満	五、五八五円	一三、五七三円
三十歳以上三十五歳未満	六、〇六九円	一六、一九二円
三十五歳以上四十歳未満	六、四七五円	一八、六八〇円
四十歳以上四十五歳未満	六、七二九円	二二、四七二円
四十五歳以上五十歳未満	六、六五四円	二三、九八四円
五十歳以上五十五歳未満	六、四七四円	二五、一九一円

五十五歳以上六十歳未満	五、八七八円	二四、一三九円
六十歳以上六十五歳未満	四、七三二円	一九、三八五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、九九一円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、〇〇五円

○宮城県告示第四百八十四号

平成八年宮城県告示第五百六十二号（非常勤職員公務災害補償等条例に基づく介護補償の額）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表常時介護を要する状態の項中「十万四千二百九十円」を「十万四千五百七十円」に、「五万六千六百円」を「五万六千七百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千五百五十円」を「五万二千二百九十円」に、「二万八千三百円」を「二万八千四百円」に改める。

○宮城県告示第四百八十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定める区域を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指 定 区 域	埋 立 地 の 種 類
石巻市北上町十三浜字月浜二二五五二番一の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第三号イに掲げる埋立地であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第二号に掲げるもの

○宮城県告示第四百八十六号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第三条第一項に基づき、甘酒の認証基準を次のように定める。

平成二十七年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

甘酒の認証基準

（適用の範囲）

第1 この基準は、宮城県内で製造された甘酒に適用する。

（定義）

第2 この基準において、甘酒とは米麹と米を原料とし、蒸米と米麹に温湯を加えて糖化させたものをいう。

（品質及び品質表示）

第3 甘酒の品質及び品質表示基準は、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に定めるもののほか、次の表のとおりとする。

品 名	区 分		基 準
	原 料	品 位	
		原 料	
品 質	原 料	米	宮城県内で生産された米であること。
	原 料	米以外の原料	次に掲げるもの以外のもので使用してはいけないこと。 1 米麹 2 香味付けのための県内産農林産物
表 示	原 料	食品添加物	使用してはいけないこと。
表 示	原 料	食品添加物	「宮城県産」、「宮城県〇〇米使用」等の宮城県産であることが分かる表現を容器又は包装の見やすい箇所に記載していること。

（製造管理）

第4 食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係諸法令を遵守し、適切な製造管理を行うこと。

（認証方法）

第5 認証のための適合審査は、宮城県認証食品認証要綱（平成17年宮城県告示第900号）に基づき行う。

附 則

この告示は、平成二十七年四月二十一日から施行する。

○宮城県告示第四百八十七号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第三条第一項に基づき、海水塩の認証基準を次のように定める。

平成二十七年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海水塩の認証基準

（適用の範囲）

第1 この基準は、宮城県内で製造された海水塩（海塩及び藻塩）に適用する。

（定義）

第2 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
海 塩	汲み上げた海水を、加熱により水分を蒸発させて結晶化したもの。
藻 塩	海塩のうち、汲み上げた海水にホンダグラ科の海藻を浸漬させた後、加熱により水分を蒸発させて結晶化したもの。又は共に煮詰めて水分を蒸発させて結晶化したもの。

（品質及び品質表示）

第3 海水塩の品質及び品質表示の基準は、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に定めるもののほか、次の表のとおりとする。

品 名	区 分		基 準
	原 材	品 位	
質 料	海水以外の原材料	水	宮城県沿岸で採取された水質の良好なものであること。
	食品添加物		宮城県沿岸で採取されたホンダグラ科の海藻以外のものを使用していないこと。
表示	原料の表示方法及び原産地方法		「宮城県沿岸で採取された海水100%使用」等の宮城県沿岸の海水が原料であることが分かる表現を、容器又は包装の見やすい箇所に記載していること。

（製造管理）

第4 食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係諸法令を遵守し、適切な製造管理を行うこと。

（認証方法）

第5 認証のための適合審査は、宮城県認証食品認証要綱（平成17年宮城県告示第900号）に基づき行う。

附 則

この告示は、平成二十七年四月二十一日から施行する。

○宮城県告示第百八十八号

平成十七年宮城県告示第五百十三号（じや巻ぎ（みぎ）の認証基準）の一部を次のように改正したのじ、宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第三条第四項の規定において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十七年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第1 第11条「揚げたもの」の「じ」又は焼いたもの」を加える。

第2 第11条「加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号）」の「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）」の「じ」を「じや」に改定する。

- 1 香味、口あたり、色沢等、性状及び形態が良好で、異味異臭がないこと。
- 2 異物が混入していないこと。

香味、口あたり、色沢等、性状及び形態が良好で、異味異臭がないこと。

次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。

- (1) 砂糖
- (2) 小麦粉
- (3) くるみ
- (4) ごま
- (5) その他県内産の農畜産物
- (6) 香辛料
- (7) 調味料

使用しないこと。（原料みそ並びに原料みそ、しその葉及び食品添加物以外の原材料のみに含まれるものを除く。）

次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。

- (1) 砂糖
- (2) 小麦粉
- (3) くるみ
- (4) ごま
- (5) その他県内産の農畜産物
- (6) 香辛料

(7) 調味料
しょうゆ、食塩、みりん又は植物油脂
使用しないこと。(ただし、みそ並びに原料みそ、しその葉及び食品添加物以外の原材料の(7)に含まれるものを除く。)

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十七年四月二十一日から施行する。

2 この告示の施行の際現に改正前の平成十七年宮城県告示第五百十三号(しそ巻き(みそ)の認証基準)に基づき認証を受けているしそ巻き(みそ)は、改正後の平成十七年宮城県告示第五百十三号(しそ巻き(みそ)の認証基準)に基づき認証を受けたしそ巻き(みそ)とみなす。

○宮城県告示第四百八十九号

平成八年宮城県告示第六百七十一号(包装米飯の認証基準)の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第三条第四項の規定において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十七年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二中「うるち米」の「又はもち米」を「うるち米」に改める。

第三中「表示の基準は、次のとおりとする」を「品質表示基準は、「食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)に定めるところによるほか、次の表のとおりとする」に改め、第三の表を次のように改める。

品 質	区 分		基 準
	原 材	原 料	
食品	材料	食品添加物	宮城県内で生産されたうるち米又はもち米であること。 使用していないこと。
表示	原料	原産地及びその表示方法	「宮城県産ひとめばね100%使用」等、宮城県産のうるち米又はもち米を使用している旨を容器又は包装の記号等に記載していること。

第五中「宮城県特別表示食品認証要綱(平成6年宮城県告示第592号)」を「宮城県認証食品認証要綱(平成17年宮城県告示第900号)」に改める。

別記様式を削る。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十七年四月二十一日から施行する。

2 この告示の施行の際現に改正前の平成八年宮城県告示第六百七十一号(包装米飯の認証基準)に基づき認証を受けている包装米飯は、改正後の平成八年宮城県告示第六百七十一号(包装米飯の認証基準)に基づき認証を受けた包装米飯とみなす。

○宮城県告示第四百九十号

平成二十年宮城県告示第二百四十五号(蒸し・ゆで魚介藻類の認証基準)の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第三条第四項の規定において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十七年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三中「加工食品品質表示基準(平成12年農林水産省告示第513号)」を「食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)」に改め、第三の表中

「食塩又は酒以外のものを使用していないこと。」
を

「次に掲げる以外のものを使用していないこと。」
(1) 食塩
(2) 酒
(3) 香味付けのための県内産農林産物
に改める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十七年四月二十一日から施行する。

2 この告示の施行の際現に改正前の平成二十年宮城県告示第二百四十五号(蒸し・ゆで魚介藻類の認証基準)に基づき認証を受けている蒸し・ゆで魚介藻類は、改正後の平成二十年宮城県告示第二百四十五号(蒸し・ゆで魚介藻類の認証基準)に基づき認証を受けた蒸し・ゆで魚介藻類とみなす。

○宮城県告示第四百九十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、漁港管理条例(平成元年宮城県条例第二十一号)第十条の二第一項の規定により知事が指定した施設(以下「指定施設」という。)の内、泊(歌津)漁港の指定施設、伊里前漁港の指定施設及び磯崎漁港の指定施設

の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十七年三月三十一日次のとおり委託した。
平成二十七年四月二十一日

一 委託の相手方

石巻市開成一番二十七
宮城県漁業協同組合

二 委託期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百九十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、漁港管理条例（平成元年宮城県条例第二十一号）第十条の二第一項の規定により知事が指定した施設（以下「指定施設」という。）の内、塩釜漁港の指定施設（釜の測泊地）の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十七年三月三十一日次のとおり委託した。
平成二十七年四月二十一日

一 委託の相手方

塩竈市新浜町三丁目三十番十七号
塩釜市漁業協同組合

二 委託期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百九十三号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。
平成二十七年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称		指 定 区 域
沿岸名	漁港名	
三陸南	谷川漁	次に掲げるイ点からト点までを順次結んだ直線及びイ点とト点を
	谷川地	

沿岸 港海岸 区 海岸

結んだ直線により囲まれた区域
 基点A点 北緯三十八度二分〇一・九六三九秒東経一四一度二九分二五・四三〇九秒
 イ点 基点A点から二六一度三五分四〇秒二七・五五八メートルの地点
 基点A点から二七二度四分四九秒五七・三三六メートルの地点
 基点A点から二七二度四分四七秒一〇三・八二六メートルの地点
 基点A点から二七度三七分〇七秒六五・〇〇メートルの地点
 基点A点から一七度一一分四七秒一〇八・四七一メートルの地点
 基点A点から九二度四五分一秒一二九・八六六メートルの地点
 基点A点から一八〇度〇〇分〇〇秒六三・六一四メートルの地点

○宮城県告示第四百九十四号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和四十二年宮城県告示第五百二十一号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。
平成二十七年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称		指 定 区 域
沿岸名	漁港名	
仙台湾	待浜漁	次に掲げるイ点からト点までを順次結んだ直線及びイ点とト点を結んだ直線により囲まれた区域 基点A点 北緯三七度五三分五七・一五六〇秒東経一四二度四六分五八・〇二三五秒五八・九二〇メートルの地点 イ点 基点A点から二二度四六分五八・〇二三五秒三二・五〇七メートルの地点 基点A点から一〇二度四九分五六・〇三四九秒八一・四六八メートルの地点 基点A点から一〇九度二五分一八・〇四九八秒三七・一九四メートルの地点 基点A点から一六度五八分三二・九六五一秒四七・三五二メートルの地点 基点A点から一八三度四七分一六・八八〇一秒四五・九一五メートルの地点 基点A点から三〇〇度四三分〇六・九四〇四秒九一・七三九メートルの地点
待浜漁	区 海岸	

○宮城県告示第四百九十五号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和四十九年宮城県告示第八百十三号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。
平成二十七年四月二十一日

平成二十七年四月二十一日

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年四月二十一日

宮城県北部地方振興事務所

所長 増子友一

選挙管理委員会

○宮選管告示第三十七号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊地光輝

世代交流いきいきプラザ多目的ホールの項の次に次のように加える。

橋本交流センター 同郡同 町字西四六八番地一

人事委員会

人事委員会規則七―百三十四（給料の切替えに伴う経過措置）を廃止する規則をここに公布する。

平成二十七年四月二十一日

宮城県人事委員会

委員長 小川竹男

○人事委員会規則七―百三十四―九

人事委員会規則七―百三十四（給料の切替えに伴う経過措置）を廃止する規則

人事委員会規則七―百三十四（給料の切替えに伴う経過措置）は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則八―七（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月二十一日

宮城県人事委員会

委員長 小川竹男

○人事委員会規則八―七―十三

人事委員会規則八―七（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年宮城県条例第十二号）に基づき、人事委員会規則八―七（職員の育児休業等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「保育所における保育の実施」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○人事委員会告示第七号

人事委員会の権限（給料の切替えに伴う経過措置）の一部委任を廃止する告示

平成十九年人事委員会告示第十号（人事委員会の権限（給料の切替えに伴う経過措置）の一部委任は、廃止した。

平成二十七年四月二十一日

宮城県人事委員会

委員長 小川竹男

この告示の効力の発生する日

平成二十七年四月二十一日

監査委員

○宮城県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成27年 4月21日

宮城県監査委員 安部孝

宮城県監査委員 ゆきみゆき

宮城県監査委員 工藤鏡子

宮城県監査委員 成田由加里

記

1 監査委員の報告日

平成27年 2月23日

2 通知のあった日

平成27年 3月30日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 大河原県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H25年度収入未済額

現年度分 95,045,555円

過年度分 377,619,962円

合 計 472,665,517円

・ H24年度収入未済額

現年度分 120,073,875円

過年度分 392,842,937円

合 計 512,916,812円

ロ 措置の内容

(イ) 個人県民税

管内市町との連携を図り、市町の徴収対策を推進するため、次の支援を実施した。

・ 徴収対策会議を開催 (年 3 回)

・ 市町職員を対象とした滞納整理事務研修会を開催 (年 1 回 (H26. 9. 26実施))

・ 市町長と県税事務所長の連名による共同催告を実施 (9 市町 3,292件)

・ 48条による直接徴収の引受

3 市町から10件引受 (2 月末実績：収入率約30%・納付額約130万円)

・ 特別徴収未指定事業所への働きかけ

市町と県税事務所の連名文書による特別徴収切替への働きかけ：56事業所

(ロ) 個人県民税以外の税目

以下について、重点的に取り組んだ。

・ 督促状発送後は、財産調査の早期着手に努め、個々の滞納事案に応じた効果的な財産の差押えを実施した。

・ 自動車税を中心にローラー作戦を実施 (4・5月、9・10月) し、実態調査を兼ねながら、徴収又は納税相談を行った。

・ 全税目において、催告等の反応を見定め、長期案件とならないよう、臨戸等による早期の折衝を実施した。

(2) 仙台北県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H25年度収入未済額

現年度分 137,232,016円

過年度分 374,011,109円

合 計 511,243,125円

・ H24年度収入未済額

現年度分 176,395,898円

過年度分 424,923,114円

合 計 601,319,012円

ロ 措置の内容

平成25年3月に策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成26年度県税事務運営」に基づき、次のとおり収入未済額の縮減と税収確保に努めた。

個人県民税については、管内町村と協働で滞納整理等を行う組織「チームT.O.T.O」の取組を一層強化するため、町村徴税吏員の相互兼任と県税職員の町村併任制度を導入し、昨年度より滞納整理対象事案を120件(昨年度78件)に拡大するなど一層の滞納額縮減に努めた。また、「チームT.O.T.O」対象事案以外にも、従前から行ってきた共同催告・共同徴収に取り組んだほか、地方税法第48条に基づき直接徴収に取り組むなど、町村支援のため各種事業に積極的に取り組んだ。

個人県民税以外の税目については、差押中心の滞納整理を積極的に進め、自動車の差押えをはじめ、預貯金や給与等の債権差押え及び捜索(休日捜索も実施)等を実施した。また、差押えた物件は市町村との合同公売会やインターネット公売に付して換価するため収入未済額の縮減に積極的に取り組んだ。

(3) 塩釜県税事務所

報 告 書 公 報 回

<p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H25年度収入未済額 <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>114,876,766円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>295,621,539円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>410,498,305円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ H24年度収入未済額 <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>132,226,984円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>376,840,147円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>509,067,131円</td> </tr> </table> <p>ロ 措置の内容</p> <p>「県税滞納額縮減対策3か年計画」、「平成26年度県税事務運営」及び「平成26年度塩釜県税事務所事務実施計画」に基づき、収入未済額の更なる縮減を図った。収入未済額の縮減目標値については、個人県民税においては3か年計画の平成26年度末目標値を既に上回っているため、1年前倒しで平成27年度末目標値を設定したほか、個人県民税以外の税目においては平成25年度決算対比で7%の縮減とし、差押えの件数も400件として収入確保に努めた。</p> <p>平成26年12月末現在において、個人県民税については県と市町の連名による共同催告書を発送したほか、市町職員を対象とした研修会の開催や県税選付金差押え支援など市町の滞納額縮減対策への支援に取り組んだ。</p> <p>また、個人県民税以外の税目については、差押主体の滞納整理を行い、差押目標件数を大きく上回る477件の差押えを実施した。さらに、財産調査を積極的に行い、財産のない者は処分停止等の措置を講じ5年時刻の発生防止に努めるとともに、滞納事案検討会を開催し長期滞納者及び大口滞納者に対する対応方針を決定して、効果的・効率的な滞納整理にあたった。</p> <p>(4) 北部県税事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H25年度収入未済額 	現年度分	114,876,766円	過年度分	295,621,539円	合 計	410,498,305円	現年度分	132,226,984円	過年度分	376,840,147円	合 計	509,067,131円	<table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>111,361,352円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>432,602,756円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>543,964,108円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ H24年度収入未済額 <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>140,751,780円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>500,152,426円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>640,904,206円</td> </tr> </table> <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 個人県民税について</p> <p>当所未済額のうち、88%と大きくウェイトを占めており、当該税目への対策が重要との認識のもと、「市町滞納整理徴収業務支援チーム」を設置し、住民税徴収対策会議や滞納処分実務研修会の開催、県税職員由市町徴税吏員併任発令等を行い、県内初の県市町村合同公売会in大崎の開催に積極的に協力するなど、市町への支援の強化を図った。</p> <p>また、48条直接徴収も積極的に引き受けるとともに、滞納整理技術の助言等を行った。</p> <p>平成25年4月からの特別徴収一斉指定が開始され、効果も徐々に現れ始めている。</p> <p>(ロ) 自動車税について</p> <p>個人県民税に次いで未済額が多く、件数も多いため、年間目標を設定し毎月の班内会議で周知し、財産調査・分析の強化を図り、各種債権の差押え、また、タイヤロック、搜索なども取り入れた差押中心の滞納整理を行った。</p> <p>(イ) その他県税について</p> <p>現年度課税分については、長期滞納にならないよう督促状発付後財産調査を早期に行うとともに催告を行い、滞納処分の執行を前提に整理に当たった。</p> <p>滞納繰越分については、財産調査資料の分析・検討を行い新たな財産の発見に努め、滞納処分中心の整理を図った。</p> <p>(5) 北部県税事務所栗原地域事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H25年度収入未済額 <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>23,666,033円</td> </tr> </table>	現年度分	111,361,352円	過年度分	432,602,756円	合 計	543,964,108円	現年度分	140,751,780円	過年度分	500,152,426円	合 計	640,904,206円	現年度分	23,666,033円
現年度分	114,876,766円																										
過年度分	295,621,539円																										
合 計	410,498,305円																										
現年度分	132,226,984円																										
過年度分	376,840,147円																										
合 計	509,067,131円																										
現年度分	111,361,352円																										
過年度分	432,602,756円																										
合 計	543,964,108円																										
現年度分	140,751,780円																										
過年度分	500,152,426円																										
合 計	640,904,206円																										
現年度分	23,666,033円																										

報 告 書 公 城 東

<p>過年度分 93,787,047円 合 計 117,453,080円</p> <p>・H24年度収入未済額</p> <p>現年度分 25,881,241円 過年度分 98,869,811円 合 計 124,751,052円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>個人県民税については、北部県税事務所と共同で住民税徴収対策会議や滞納処分実務研修会を開催し、栗原市との連携強化、徴収技術の向上等に努めた。また、宮城一斉滞納整理強化月間（11月～12月）に初めて開催された「宮城県市町村合同公売会 in 大崎」に栗原市とともに参加したほか、滞納整理業務改善支援チームにおいて特別徴収未納者に対する共同催告（27件）を実施するなど、収入未済額の縮減と徴収確保支援に努めた。</p> <p>個人県民税以外の一般税については、早期の納税折衝、財産調査に努め、納税資力があるにもかかわらず納税に応じない者には滞納処分を積極的に進めた。</p> <p>なお、これまでの滞納処分は換価が容易な債権差押えを中心に実施していたが、困難案件については自動車差押え、搜索、動産差押え、インターネット公売など滞納整理手法を広く徴収確保、収入未済額の縮減に努めている。</p>	<p>平成26年度の徴収対策は、搜索の実施等滞納処分の促進を図ることとし、個人住民税では従来事業の継続と合同搜索の実施及び合同公売会への参加などの徴収対策を実施した。</p> <p>(イ) 滞納処分の促進</p> <p>○搜索 悪質な滞納者に対して搜索を実施（7件）し、うち3件は動産を差押え（昨年度 0件）</p> <p>○公売 合同公売会（H26.11.8）に7品目出品</p> <p>○差押えの促進（2月末現在） ・給与差押え 13件（昨年度 0件） ・預貯金差押え 149件（昨年度 89件）</p> <p>(ロ) 市との連携による個人住民税徴収対策</p> <p>○共同催告 東松島市 315件（昨年度 389件） ○48条徴収 東松島市 24件（昨年度 22件） ○合同搜索 石巻市 1件（昨年度 0件） ○合同公売 石巻市 1回（5品目）（昨年度 0回）</p>
<p>(6) 東部県税事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・H25年度収入未済額</p> <p>現年度分 131,854,644円 過年度分 506,243,228円 合 計 638,097,872円</p> <p>・H24年度収入未済額</p> <p>現年度分 108,721,188円 過年度分 551,863,555円 合 計 660,584,743円</p> <p>ロ 措置の内容</p>	<p>(7) 東部県税事務所登米地域事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・H25年度収入未済額</p> <p>現年度分 80,399,219円 過年度分 117,170,662円 合 計 197,569,881円</p> <p>・H24年度収入未済額</p> <p>現年度分 48,052,136円 過年度分 104,943,636円</p>

<p>合 計 152,995,772円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>「県税滞納額縮減対策3か年計画」の2年度として、11月から12月に設置した「宮城一斉滞納整理強化月間」の推進や「宮城県市町村合同公売会」への実施PR等により、滞納額縮減対策に取り組んだ。</p> <p>(イ) 収入未済額の縮減</p> <p>個人県民税については、登米市と特別徴収義務者一斉指定の推進及び住民税対策会議を開催したほか、強化月間においては、共同催告書の発送や搜索を実施した。また、一般税については、住民税等の財産調査を実施し、換価が容易な預貯金を中心とした差押え等の滞納処分を行った。</p> <p>(ロ) 債権管理</p> <p>財産調査の結果、資力の無い滞納者への処分停止を行うなど適切な債権管理を行った。</p> <p>(8) 気仙沼県税事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H25年度収入未済額 現年度分 37,571,417円 過年度分 156,976,069円 合 計 194,547,486円 ・H24年度収入未済額 現年度分 43,920,678円 過年度分 171,905,553円 合 計 215,826,231円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>平成25年度においては、預金等の債権を中心に差押えを行ったほか、搜索のスキルアップに努め、滞納額の縮減に取り組んだところである。</p> <p>平成26年度においては、一括預金調査の実施回数を増やし、給与調査や生命保険契約調査も実施し、これらの調査結果を活用して自主納付に繋げたり差押えを行ったほか、搜索の実施回数も増やし滞納額の縮減に努めている。</p>	<p>(9) 仙南保健福祉事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>生活保護扶助費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金償還金、過誤払返納金及び未熟児養育費に おいて、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護扶助費返還金 ・H25年度収入未済額 現年度分 2,821,811円 過年度分 26,932,341円 合 計 29,754,152円 ・H24年度収入未済額 現年度分 8,158,403円 過年度分 20,818,554円 合 計 28,976,957円 ○母子寡婦福祉資金貸付金償還金 ・H25年度収入未済額 現年度分 3,352,100円 過年度分 18,337,647円 合 計 21,689,747円 ・H24年度収入未済額 現年度分 3,273,548円 過年度分 16,846,079円 合 計 20,119,627円 ○過誤払返納金(生活保護扶助費返納金等) ・H25年度収入未済額 現年度分 455,977円 過年度分 1,294,416円 合 計 1,750,393円 ・H24年度収入未済額 現年度分 1,194,516円 過年度分 631,553円
--	---

合計 1,826,069円

○未熟児養育費（未熟児養育医療費自己負担金）

・H25年度収入未済額

現年度分 0円

過年度分 234,214円

合計 234,214円

・H24年度収入未済額

現年度分 291,691円

過年度分 229,685円

合計 258,854円

ロ 措置の内容

(イ) 生活保護扶助費返還金、過誤払返納金

【処理状況】

平成26年3月に策定した未収債権事務取扱要領に基づき、納入指導及び債権管理を行っている。

保護受給中の者については、地区担当員が家庭訪問時に納入指導を行い、廃止になった者については、11月から1月にかけて集中的に督促等を行った。

○生活保護扶助費返還金

・H25年度収入未済額（H27年2月28日現在）

現年度分 2,567,151円

過年度分 25,854,039円

合計 28,421,190円

○過誤払返納金

・H25年度収入未済額（H27年2月28日現在）

現年度分 429,069円

過年度分 1,229,908円

合計 1,658,977円

【対応策】

・所内で年2回（7、10月）未収債権回収対策検討会議を開催した。3月にも開催予定である。

・年2回（7、12月）督促状を送付した。

・未収債権対策チームを設置し、11月から1月にかけて廃止になった者を中心に集中的に電話や家庭訪問等を行った。（対象件数33件、うち納付数3件104,508円）

反応のない者については、3月に特別催告書を発送する予定である。

・過年度過誤払返納金の一括返還が困難な者について、履行延期申請について説明し、現在2名について、申請手続中である。

【収入未済発生の未然防止】

・毎年初回訪問時に被保護者に対し、収入があった場合の申告義務の説明を行い、周知徹底を図っている。

・毎年7月までに課税調査を行い、就労収入や年金の未申告を早期に見出し、適切な収入認定を行うとともに、今後収入があった際、未申告がないよう指導している。

(ロ) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金

【処理状況】

・貸付申請時における意識付け

貸付申請時に借受人、連帯借受人はもとより、原則として連帯保証人も含めて面接を実施し、借受人及び連帯借受人が返済できない場合は連帯保証人に返済義務が生じる等、返済の意識付けを徹底した。

・新規滞納の防止及び滞納発生初期の指導

償還開始前の貸付期間中及び償還開始時等に借受人及び連帯借受人、場合によっては連帯保証人も含めて来所を促し、面接により改めて償還について説明して意識付けを行うことにより新規滞納の防止に努めるとともに、滞納発生初期に重点的な償還指導を実施して滞納の常態化を防止した。

・修学資金貸付者に対する意識付け

特に、修学資金貸付者に対しては、毎年、在学や経済状況の確認のために面接するほか、最終貸付となる卒業年度の9月には借受人及び連帯借受人との面接を実施し、次年度から開始となる償還についての意識付けを徹底した。

・滞納者に対する指導

滞納者に対しては、文書、電話による督促、自宅及び勤務先への積極的な訪問を実施した。

【対応策】

・これまでの収納促進策の継続
償還の意識付けや文書、電話による督促、自宅及び勤務先への訪問指導を継続・強化

<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所内償還対策会議の開催 <p>積極的な対応が必要と思われる借受人への対応について、所内の償還対策会議を開催し、債務の償還状況や経済状況などの個々の状況に応じた償還指導の方法を決定して債権管理の向上を図り、分割納入等を含めた償還指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期間収納がない者に対する特別催告 ・長期間収納がない者に対しては、借受人及び連帯借受人に対して文書による特別催告を実施して、改めて未納金があることを伝え、早期納入や来所相談等による計画的返済に繋げる。 ・債権管理と収納促進 <p>償還を継続している債務者に対しては納入の継続や納入額の増加を指導し、納入が休止した者に対しては償還再開を指導するとともに、納入がない者に対しては早急に納入開始するよう指導する。</p> <p>【結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H25年度収入未済額（H27年2月28日現在） <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>3048,214円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>16,115,344円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>19,163,558円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・収納額（H27年2月28日現在） <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>303,886円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>2,222,303円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,526,189円</td> </tr> </table> <p>滞納者51名のうち完済した者8名分234,751円が含まれている。</p> <p>(ウ) 未熟児養育費（未熟児養育医療費自己負担金）</p> <p>【処理状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納者に対する文書指導を実施した。 ・各市町へ住民票を請求して居住地を把握した。 <p>【対応策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全戸訪問の実施 <p>全戸訪問を実施して、改めて児童の生育の状況及び債務者の経済事情を確認するとともに、納入への意識付けを図る。</p>	現年度分	3048,214円	過年度分	16,115,344円	合 計	19,163,558円	現年度分	303,886円	過年度分	2,222,303円	合 計	2,526,189円	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児医療制度との連携 <p>県に支払った当該自己負担金について、市町によっては乳幼児医療費助成制度の対象となり還付される部分があるので、その確認と滞納者への説明を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近年度に発生した未済分の指導 <p>特に、平成22年度から24年度に発生したものについて重点的に督促をすることとし、改めて納付書を送付して、電話連絡や家庭訪問を実施し、早急に納入するよう指導する。</p> <p>【対応後の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H25年度収入未済額（H27年3月4日現在） <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>229,685円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>229,685円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納者2名が納入の意思を示し、うち1名1件4,529円の納入を確認。1名5件52,140円の納入通知書を再発行している。 <p>(10) 仙台保健福祉事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>母子寡婦福祉資金貸付金償還金、生活保護扶助費返還金、未熟児養育費、過額払返納金及び過年度過払金等返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らるたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○母子寡婦福祉資金貸付金償還金 <ul style="list-style-type: none"> ・H25年度収入未済額 <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>5,777,476円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>42,927,586円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>48,705,062円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・H24年度収入未済額 <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>5,617,717円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>43,120,100円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>48,737,817円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護扶助費返還金 <ul style="list-style-type: none"> ・H25年度収入未済額 	現年度分	0円	過年度分	229,685円	合 計	229,685円	現年度分	5,777,476円	過年度分	42,927,586円	合 計	48,705,062円	現年度分	5,617,717円	過年度分	43,120,100円	合 計	48,737,817円
現年度分	3048,214円																														
過年度分	16,115,344円																														
合 計	19,163,558円																														
現年度分	303,886円																														
過年度分	2,222,303円																														
合 計	2,526,189円																														
現年度分	0円																														
過年度分	229,685円																														
合 計	229,685円																														
現年度分	5,777,476円																														
過年度分	42,927,586円																														
合 計	48,705,062円																														
現年度分	5,617,717円																														
過年度分	43,120,100円																														
合 計	48,737,817円																														

<p>現年度分 9,126,522円 過年度分 22,377,576円 合 計 31,504,098円</p> <p>・ H24年度収入未済額</p> <p>現年度分 2,657,653円 過年度分 20,833,770円 合 計 23,491,423円</p> <p>○未熟児養育費（未熟児養育医療費自己負担金）</p> <p>・ H25年度収入未済額</p> <p>現年度分 0円 過年度分 236,653円 合 計 236,653円</p> <p>・ H24年度収入未済額</p> <p>現年度分 309,136円 過年度分 57,162円 合 計 366,298円</p> <p>○過誤払返納金（生活保護扶助費返納金等）</p> <p>・ H25年度収入未済額</p> <p>現年度分 548,361円 過年度分 322,128円 合 計 870,489円</p> <p>・ H24年度収入未済額</p> <p>現年度分 0円 過年度分 333,568円 合 計 333,568円</p> <p>○過年度過払金等返還金（母子寡婦福祉資金）</p> <p>・ H25年度収入未済額</p> <p>現年度分 20,690円 過年度分 340,020円 合 計 360,710円</p> <p>・ H24年度収入未済額</p>	<p>現年度分 121,020円 過年度分 225,000円 合 計 346,020円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>○母子寡婦福祉資金貸付金償還金</p> <p>収入未済額縮減に向けた行動計画を作成し、滞納発生の未然防止策と滞納発生後の回収策を実践した。</p> <p>未然防止策としては、貸付申請時に借受人、連帯借受人、連帯保証人と面接し、資金計画の精査等を行った。滞納発生後は、速やかに督促や電話・訪問等による納入指導を行うとともに、未償還の理由を把握し、償還方法の変更等を提案したほか、少額でも継続的な納入が有効である場合には、分納による納入を促進した。</p> <p>また、未償還事例の検討会を定期的に開催し、担当職員の対応技術の向上と進捗管理を行った。</p> <p>・ H25年度収入未済額（平成27年2月末現在）</p> <p>現年度分 5,263,519円 過年度分 37,869,537円 合 計 43,133,056円</p> <p>○生活保護扶助費返還金</p> <p>地区担当員が定期的に家庭訪問をして督促や納入指導を粘り強く行い、収入未済の解消を図るとともに、必要に応じて履行延期の手続きを指導するなど納入の促進に努めた。また、幹部職員を交えた生活保護定例班会議において、収入未済者の一覧表を配布し収入未済解消に対する意識向上を図った。さらに新たな返還金が発生しないように被保護世帯の生活状況を適切に把握するとともに、被保護者に対して適切な収入申告について指導を徹底した。</p> <p>・ H25年度収入未済額（平成27年2月末現在）</p> <p>現年度分 8,399,966円 過年度分 21,575,132円 合 計 29,975,098円</p> <p>○未熟児養育費（未熟児養育医療費自己負担金）</p> <p>継続的に電話・文書・訪問による納入催告を続けた結果、分納等により、145,600円が納入された。引き続き催告を行い収入未済額の縮減に努めていく。</p> <p>・ H25年度収入未済額（平成27年2月末現在）</p>
--	---

報 告 公 報 城 県

<p>現年度分 0円 過年度分 91,053円 合 計 91,053円</p> <p>○過誤払返納金（生活保護扶助費返納金等） 〈特別障害者手当 79,320円分〉</p> <p>特別障害者手当等過払返還金として平成25年度末で79,320円が未納となっている。文書催告、債務者訪問を行い納入指導を行ったが、回収には結びついていない。引き続き文書催告債務者訪問による納入指導を行っていく。また、新たな収入未済額の発生を未然に防ぐため、過誤払いの防止の観点から、町村担当課との連携を密にし、受給資格喪失の確認強化を図った。</p> <p>・H25年度収入未済額（平成27年2月末現在）</p> <p>現年度分 548,361円 過年度分 322,128円 合 計 870,489円</p> <p>〈生活保護扶助費返納金 791,169円分〉</p> <p>被保護者の死亡や転出等により生活保護費に過給が発生し、返還金が生じたものである。生活保護扶助費返還金と同様に、督促や返還の指導を徹底し、収入未済の解消に努めた。今後も継続して返還の解消に努めるとともに、新たな返還金が発生しないよう被保護者の生活状況の把握に努めていく。</p> <p>○過年度過払金等返還金（母子寡婦福祉資金）</p> <p>現年度に発生した過年度過払金等返還金については、全額納入された。</p> <p>過年度分については、修学資金2件に係る返還金である。うち1件については未納の状況が続いている。他の1件については分納による納入があり、17,000円が納入された。引き続き、借受人等に対し催告を行うとともに、生活基盤の確立等を支援し収入未済額の縮減を図っていく。</p> <p>・H25年度収入未済額（平成27年2月末現在）</p> <p>現年度分 0円 過年度分 323,020円 合 計 323,020円</p> <p>(11) 計量検定所 イ 監査委員の報告の内容</p>	<p>需用費において、支払遅延による運収加算額の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>電気料及び水道料を支出すべきところ、水道料を支出しなかったため、公共料金振替口座から水道料が先に引き落とされ、電気料が口座引落不能となった。その結果、早期収納割引が適用されず、3%の運収加算額が発生したものの。</p> <p>・件数 1件 ・水道料金額 7,062円 ・電気料金額 72,834円 ・運収加算額 2,169円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>公共料金等定期的に発生する支払条件については、処理状況一覧表を作成し、支払状況を管理するようにした。また、複数人（担当者及び次長（総括担当））によるチェック体制を取っていく。</p> <p>(12) 林業技術総合センター イ 監査委員の報告の内容</p> <p>公用車に係る事務の管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>自動車検査証有効期間満了日以降に車検を行ったもの。</p> <p>・台数 1台</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 当該事案発生直後に、臨時職場全体会議を開催し、職員全員に対して事案の説明、注意喚起、再発防止の取組指示を行った。また、定期的に開催する全体会議において、その都度注意喚起を行った。</p> <p>(ロ) 車検証の期限を「自動車運転記録簿兼用自動車使用簿」に目立つように記載し、使用者及び決裁者がその都度確認することとした。</p> <p>(ハ) 運転記録簿の表紙にも、車検証の期限を目立つように掲示し、使用者及び決裁者がその都度確認できるようにした。</p> <p>(ニ) 各車両のグッズボード等の目立つ場所に、車検証の期限を掲示し、乗車する者全員が車検時期を確認できるようにした。</p>
--	---

(6) 公用車毎の車検の期限や取扱責任者等を記載した公用車管理表を事務所内に掲示し、安全運転管理者及び取扱責任者の業務の確認、車検及び整備時期等の情報の共有化を図った。

(7) 公用車整備点検計画を作成し、具体的な整備の時期について、車検満了日の1か月前までに所内調整を図ることとした。

(1) 職員ポータルの行事予定表に車検満了日を掲示し、所員全員で確認できるようにした。

(13) 松山高등학교

イ 監査委員の報告の内容

(4) 労働保険料において、支払遅延による延滞金の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

労働保険料について、概算保険料を申告納付せず、宮城労働局から訂正通知があったにもかかわらず、納期限後に支払ったため、延滞金が発生したものである。

・件数 1件

・概算保険料 28,120円

・延滞金 1,700円

(5) 委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

○一般廃棄物収集運搬処理業務について、契約不履行により契約解除を行ったが、物品調達等に係る事故発生報告を怠ったもの。

ロ 措置の内容

(4) 各担当の事務執行状況の把握が不十分であったことが原因であると考えられるため、各担当者の事前事後の事務処理状況について、朝の打合せ時に確認するなど、再発防止に努めている。

(5) 契約事務における認識不足が原因であったため、以後の契約事務を執行するにあたっては、各要領、要項等の事前確認を徹底し正確な執行に努めていく。

なお、物品調達等に係る事故発生報告書については、主務課を通じ平成26年9月12日付けで提出するとともに、今年度の契約書については、平成27年1月5日付けで「契約解除の違約金」に関する条項を追加し変更契約を行った。

(14) 白石工業高等学校

イ 監査委員の報告の内容

財産の売り払いにおいて、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

不用パソコンの売り払いについて、予定価格を下回る見積金額で業者を決定していたもの。

・予定価格 21,420円

・見積金額 10,710円

ロ 措置の内容

今後、見積合わせを行う際は、担当者が一人で業務を進めることなく、複数の職員の間により予定価格等を確認し進めることにした。さらに、施行何や契約何等の文書が回覧される際に、個人毎に使用する筆記用具の色を変えることで複数の職員の間により確実に内容が確認されたことがわかる体制をとり、漫然と押印することをなくしていく。

また、処理期間が短く、十分な確認ができない状態で決裁が必要とならないように、余裕を持った日程で施行することにした。

(15) 気仙沼支援学校

イ 監査委員の報告の内容

需用費において、支払遅延による運収加算額の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

電気料及び水道料を支出すべきところ、水道料を支出しなかったため、公共料金振替口座から水道料が先に引き落とされ、電気料が口座引落不能となった。その結果、早期取納割引が適用されず、3%の運収加算額が発生したものである。

・件数 1件

・水道料金額 35,607円

・電気料金額 211,529円

・運収加算額 6,269円

ロ 措置の内容

支払期日が決まっているものについて、ホワイトボードで処理状況確認表を作成し、事務室内の壁に掲示している。

各担当者が処理後確認表に記入することで、処理状況が一目でわかるようにした。

○宮城県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事、宮城県教育委員会委員長及び宮城県公安委員会委員長から同条第12項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき公表する。

平成27年4月21日

宮城県監査委員 安部 孝
 宮城県監査委員 ゆき みゆき
 宮城県監査委員 工藤 鏡子
 宮城県監査委員 成田 由加里

1 監査委員から知事、教育委員会委員長及び公安委員会委員長へ報告した日

平成27年2月18日

2 知事から通知のあった日

平成27年3月27日

3 教育委員会委員長から通知のあった日

平成27年3月25日

4 公安委員会委員長から通知のあった日

平成27年3月17日

5 措置の内容

平成26年度行政監査の意見に対する措置状況

(1) 「宮城県の許認可等の事務について」

	監査委員の意見	措置状況
1 許認可等事務の処理体制について	(1) 審査基準の設定及び公表 審査基準は、申請に基づき許認可等をするかどうかを法令等の定めに従って判断するために必要であり、許認可等の性質に照らしできる限り具体的なものを定めることにより、公正かつ効率的な事務処理が可能となる。 監査の結果では、審査基準の公表がなされていない許認可等の事務が認められたことから、審査基準の設定及び公表について今一度確認を行うとともに、審査基準の	審査基準については、現在、審査基準等の設定及び公表に関する取扱要綱に基づき設定及び公表しているか確認しており、来年度には、県政情報センター等に備え付けてある公表資料の更新を行うとともに、ホームページへ審査基準の概要を掲載し、申請者の利便性の向上を図ることとしている。 なお、監査時に審査基準が公表されていなかった事務については、既に受付窓口には審査基準を備

設定及び公表を行っていない事務にあつては、速やかに審査基準の設定及び公表を行うよう改善されたい。

また、公表の方法については、「県政情報センター等に備付け」が多く認められたが、申請者の更なる利便性向上のため、受付窓口への備付けやホームページへの掲載など、多様な公表の方法を検討されたい。

え付けて公表している。

(2) 標準処理期間の設定及び公表

標準処理期間の設定は、行政手続法及び行政手続条例においては、いわゆる努力規定とされているが、県が一定の目安として定めることによつて、申請者が処分時期の予測が可能となり、また、公正かつ迅速な事務処理が可能となることから、合理的な理由なしに設定を怠ることのないよう留意する必要がある。

監査の結果では、標準処理期間の設定及び公表がなされていない許認可等の事務が認められたことから、改めて標準処理期間の設定及び公表について確認を行うとともに、標準処理期間の設定及び公表を行っていない事務にあつては、速やかに標準処理期間の設定及び公表を行うよう改善された。また、公表の方法については上記1(1)と同様に、多様な公表方法を検討されたい。

標準処理期間については、現在、審査基準等の設定及び公表に関する取扱要綱に基づき設定及び公表しているか確認しており、来年度には、県政情報センター等に備え付けてある公表資料の更新を行うとともに、ホームページに掲載し、申請者の利便性の向上を図ることとしている。
 なお、監査時に標準処理期間の設定及び公表がなされていた事務については、設定の上、手引きに記載するほか、受付窓口には標準処理期間を明示することとした。

(3) 審査基準及び標準処理期間の表

審査基準及び標準処理期間の具体的な内容を表示することにより、申請者への利便性向上が図られる。特に、標準処理期間には、経田期間・協議期間も含まれることとした。

現在、審査基準や標準処理期間の設定の見直しを行っているところであり、来年度には、受付窓口に備え付け、閲覧できるようにすることとした。

<p>示</p> <p>とから、受付機関で明示する必要 がある。 監査の結果では、受付機関にお ける審査基準及び標準処理期間の 表示について、「事前相談や申請 時に説明する」という事務が多く 認められたが、これは、行政手続 法及び行政手続条例に定める「適 当な方法」により「公にしておか なければならぬ」という状況と異な ない。審査基準及び標準処理期間 の具体的な内容について、受付機 関の窓口などへの備付けはもとよ り、閲覧できるようにするなど改 善されたい。</p>	<p>なお、監査時に事前相談や申請 時に説明するなどとしていた事務 については、窓口で閲覧できるよ うにするほか、リーフレットに掲載 することで申請者へ周知するこ ととした。</p>	<p>(4) 受付 窓口の 体制</p> <p>受付機関の受付窓口は、分り易 い案内表示や申請書様式及び記 載例、添付書類に関する事項等を 備え付けることにより、申請者 への行政サービス向上が図られ る。 監査の結果では、受付機関の窓 口案内表示について、室内または 室外に座席表等による表示が多く 認められたが、この表示方法では 申請者にとって十分とは言えない ので、分り易い案内表示を行う よう改善されたい。特に、多岐に わたる許認可等の事務を行って いる受付機関にあつては、初めて訪 れる申請者にも見易く、分り易 い案内表示にされたい。 また、申請書様式等の備付けに 関しては、必要に応じて随時申請 者に提供している事務が認められ たが、受付機関は、申請書様式及 び記載例等を常時、窓口で備え付 けるなど、申請者の利便性向上に 配慮されたい。</p>	<p>受付窓口のスペースの都合上、 すべての手続きの表示や様式等の 備え付けは困難であるが、申請の 頻度等を考慮し、分り易い案内 表示や様式等の備付けに努めるこ ととした。 なお、監査時に表示が分りに くかったり、様式等を備え付けて いないという指摘を受けた事務に おいては、申請者の目につきやす い表示にするほか、主要な申請様 式や手引きを窓口で備え付けるよ う検討している。</p>
<p>(5) 新任 担当職 員・実 務担当 職員の 研修</p>	<p>許認可等の事務は、直接県民の 生活や社会経済活動に関わり、公 正の確保や透明性の向上とともに 、迅速性が求められる。そのため には、日頃から担当職員の研鑽 が不可欠であり、研修の充実を図 る必要がある。 監査の結果では、研修を実施し ていない事務が認められたが、特 に、年度当初にあつては、新任担 当職員の事務不慣れによるもの ほか、人事異動における新旧担当 職員の不十分な引継ぎによるミス 等の発生が考えられるので、年度 初めの早い時期に必ず研修を実施 するよう改善されたい。</p>	<p>2 許認可 等事務の 処理状況 について</p> <p>(1) 審査 の進行 管理体制</p>	<p>許認可等の事務は、県民の権 利・義務等に直接影響を及ぼすこ とから、迅速かつ適正な処理が求 められており、組織的に業務を遂 行するための体制づくりに取り組 む必要がある。 監査の結果では、申請受付簿等 を備え付けていない事務や審査表 を使用していない事務が認められ たが、事務の進行管理だけでなく、 補正期間を管理する上で申請 受付簿等が必要であり、また、審 査のポイントを明確にして適正な 審査を行う上で審査表は有用であ る。さらに、許認可等管理台帳等 の書類を作成し活用することは、 適切な進行管理を行う上で有効で ある。 については、これらの書類を備え 付けていない、又は作成していな い事務にあつては、改善すると ともに、効果的なチェックシステ ムを構築するなど、内部統制への取 り組むこととした。 申請受付簿については、可能な 限り備え付け、組織的に進行管理 を行うこととした。また、審査表 の使用については、審査書類を チェックする上で有効なことから 可能な限り審査表を作成して審査 に努めることとした。 なお、監査時に申請受付簿や審 査表等を活用していなかった事務 については、専用のシステムで代 用するほか、申請受付簿や審査表 等を活用することとした。</p>

<p>組を通じて、組織的な審査体制の確立に努められたい。</p>	<p>(2) 処理期間の状況</p> <p>許認可等の事務は、直接県民の生活や社会経済活動に関わることから、根拠法令等の規定に従い公正の確保を図るとともに、透明性の向上、事務処理の迅速化、簡素化及び効率化が求められる。</p> <p>監査の結果では、特に、更新申請の許認可等の事務において一括更新処理を行うため、標準処理期間を超えて処理している事務が多く認められたことから、遅延が生じた原因の分析を行うなど、遅延対策を講じるよう改善された。なお、標準処理期間に対して、処理に要する時間が明らかに多い、または少ない事務については、申請者が適正な処分時期の予測が可能となるよう標準処理期間の見直しを行われたい。</p>	<p>(1) 申請手続の簡素化</p> <p>監査の結果では、申請者に記名押印を求めている事務や申請書等の郵送を認めていない事務、法令等では添付を求めている書類を提出させている事務が見受けられたが、これらについては、その必要性を再度検討し、可能な限り、手続の簡素化に努められたい。</p> <p>また、提出を求めている書類についても、既存資料の活用などを積極的に検討し、申請者の負担軽減に努められたい。</p>	<p>(2) 申請手続の効率化</p> <p>監査の結果では、添付書類が膨大であることや証紙貼付、対面審査が必要などの理由から電子申請ができない事務が多く認められた</p>
<p>現在、標準処理期間の設定の見直しを行っているところであり、各許認可事務の手続きにおいて適切な標準処理期間を設定することとしている。</p> <p>なお、監査時に標準処理期間を超えて処理していた事務については、事務処理の実態に即した標準処理期間にするほか、事務処理方法を見直し、期間の短縮に努めることとした。</p>	<p>申請書類の記名押印については、その必要性を再度確認することとした。また、一部、対面方式での申請が必要な手続きもあるが、可能な限り郵送による申請が可能とし、申請者の負担軽減に努めることとした。</p> <p>申請時の添付書類については、必要性を再度検討し、可能な限り柔軟に対応することとした。</p> <p>なお、監査時に郵送を認めていなかった事務については、可能な限り柔軟に対応を行うこととした。</p>	<p>電子申請については、電子申請が困難な許認可等の事務手続きを除き、県民の利便性向上のため可能な限り電子申請の導入に努めて</p>	<p>電子申請については、電子申請が困難な許認可等の事務手続きを除き、県民の利便性向上のため可能な限り電子申請の導入に努めて</p>
<p>が、更なる県民の利便性向上を図るため、電子申請の導入について取り組まれたい。</p> <p>また、申請書様式等のホームページへの記載が資料の一部のみとなっている事務が認められたが、ホームページの活用は有効な手段であるので、掲載内容の不備を総点検し、県民に對して正しい情報と資料の提供ができるよう改善されたい。</p> <p>さらに、市町村へ権限移譲することによって事務の迅速化、県民サービスの向上につながる事務については、市町村等との十分な協議と密接な連携により、権限移譲を推進されたい。</p>	<p>行政手続制度に関する適正な管理運営について</p>	<p>行政手続制度については、平成6年10月1日に行政手続法が施行され、平成7年10月1日に行政手続法例が施行された。今般の監査では、これらの施行時に策定した審査基準及び標準処理期間が約20年経過した現在も、当時と変わらずそのまま運用されている許認可等の事務が認められ、たとえば、標準処理期間と平均的な処理期間に大きな乖離が見られる事務があるなどの実態が明らかとなった。</p> <p>今後は、許認可等の事務手続及び執行が適正に行われているかを定期的に確認するなど、改善に努められたい。</p>	<p>許認可等の事務は、県民生活や社会経済活動に密接に関わるものであり、より一層の行政サービスの向上や事務の改善に取り組むことが求められることから、行政手続法及び行政手続法例が適用される</p>
<p>いくこととした。また、申請書等のホームページへの掲載については、申請の頻度等を考慮し、県民が申請しやすい環境を整備することとした。</p> <p>なお、市町村への権限移譲は、専門的な知識や技術が強く求められる事務など県が担うことか期待される事務以外については、原則として市町村に移譲するよう進められているところである。</p>	<p>今後は、審査基準や標準処理期間の設定及び公表について、適正な行政手続が行われるよう定期的な確認することとした。</p> <p>なお、現在、審査基準や標準処理期間の見直しを行っているところである。</p>	<p>許認可等の事務手続きは、県民生活や社会経済活動に与える影響が大きいため、審査基準や標準処理期間の公表、申請手続の簡素化など、申請者に配慮した許認可事務の手続きに努めることとし</p>	<p>許認可等の事務手続きは、県民生活や社会経済活動に与える影響が大きいため、審査基準や標準処理期間の公表、申請手続の簡素化など、申請者に配慮した許認可事務の手続きに努めることとし</p>
<p>4 行政手続制度に関する適正な管理運営について</p>	<p>5 まとめ</p>	<p></p>	<p></p>

	<p>延べ1,500を超える許認可等の事務の状況を把握した上で、20事務・32機関を監査した。</p> <p>その結果については、これまで継々述べてきたところではあるが、さらなる手続の簡素化や効率化、迅速化などの事務改善を図る必要がある事務があった。</p> <p>今後、この報告書をもとに改善が図られ、本庁及び地方機関を通じて、許認可等の事務が更に適正かつ迅速に執行されることを期待し、平成26年度行政監査の意見とする。</p>	<p>た。</p>
--	---	-----------

(2) 「宮城県教育委員会の許認可等の事務について」

	監査委員の意見	措置状況
<p>1 許認可等事務の処理体制について</p>	<p>(1) 審査基準の設定及び公表</p> <p>審査基準は、申請に基づき許認可等をするかどうかを法令等の定めに従って判断するために必要であり、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものを定めることにより、公正かつ効率的な事務処理が可能となる。</p> <p>監査の結果では、審査基準の公表がなされていない許認可等の事務が認められたことから、審査基準の設定及び公表について今一度確認を行うとともに、審査基準の設定及び公表を行っていない事務にあつては、速やかに審査基準の設定及び公表を行うよう改善されたい。</p> <p>また、公表の方法については、「県政情報センター等に備付け」が多く認められたが、申請者の更なる利便性向上のため、受付窓口への備付けやホームページへの掲</p>	<p>法令、条例により審査基準が設定されており、ホームページにより公表している。</p>

	<p>載など、多様な公表の方法を検討されたい。</p>	<p>国の標準処理期間を準用している。今後ホームページ等により公表する予定である。</p>
<p>(2) 標準処理期間の設定及び公表</p>	<p>標準処理期間の設定は、行政手続法及び行政手続条例においては、いわゆる努力規定とされているが、県が一定の目安として定めることにより、申請者が処分時期の予測が可能となり、また、公正かつ迅速な事務処理が可能となることから、合理的な理由なしに設定を怠ることのないよう留意する必要がある。</p> <p>監査の結果では、標準処理期間の設定及び公表がなされていない許認可等の事務が認められたことから、改めて標準処理期間の設定及び公表について確認を行うとともに、標準処理期間の設定及び公表を行っていない事務にあつては、速やかに標準処理期間の設定及び公表を行うよう改善された。また、公表の方法については上記1(1)と同様に、多様な公表方法を検討されたい。</p>	<p>受付窓口において審査基準等についての説明を備え付けるとともに、ホームページにより公表を行う。</p>
<p>(3) 審査基準及び標準処理期間の表示</p>	<p>審査基準及び標準処理期間の具体的な内容を表示することにより、申請者への利便性向上が図られる。特に、標準処理期間には、経過期間・協議期間も含まれることから、受付機関で明示する必要がある。</p> <p>監査の結果では、受付機関における審査基準及び標準処理期間の表示について、「事前相談や申請時に説明する」という事務が多く認められたが、これは、行政手続法及び行政手続条例に定める「適当な方法」により「公にしておかなければならない」状況とは言</p>	

<p>難い。審査基準及び標準処理期間の具体的な内容について、受付機関の窓口などへの備付けはもとより、閲覧できるようにするなど改善されたい。</p>	<p>当職員の事務不慣れによるものほか、人事異動における新旧担当職員の不十分な引継ぎによるミス等の発生が考えられるので、年度初めの早い時期に必ず研修を実施するよう改善されたい。</p>
<p>(4) 受付窓口の体制</p> <p>受付機関の受付窓口は、分かり易い案内表示や申請書様式及び記載例、添付書類に関する事項等を備え付けることにより、申請者への行政サービスの向上が図られる。</p> <p>監査の結果では、受付機関の窓口案内表示について、室内または室外に座席表等による表示が多く認められたが、この表示方法では申請者にとって十分とは言えないので、分かり易い案内表示を行うよう改善されたい。特に、多岐にわたる許認可等の事務を行っている受付機関にあっては、初めて訪れる申請者にも見易く、分かり易い案内表示にされたい。</p> <p>また、申請書様式等の備付けに関しては、必要に応じて随時申請者に提供している事務が認められたが、受付機関は、申請書様式及び記載例等を常時、窓口にて備え付けるなど、申請者の利便性向上に配慮されたい。</p>	<p>(1) 審査の進行管理体制</p> <p>許認可等の事務は、県民の権利・義務等に直接影響を及ぼすことから、迅速かつ適正な処理が求められており、組織的に業務を遂行するための体制づくりに取り組む必要がある。</p> <p>監査の結果では、申請受付簿等を備えていない事務や審査表を使用していない事務が認められたが、事務の進行管理だけでなく、補正期間を管理する上で申請受付簿等が必要であり、また、審査のポイントを明確にして適正な審査を行う上で審査表は有用である。さらに、許認可等管理台帳等の書類を作成し活用することは、適切な進行管理を行う上で有効である。</p> <p>については、これらの書類を備えていない、又は作成していない事務にあっては、改善するとともに、効果的なチェックシステムを構築するなど、内部統制への取組を通じて、組織的な審査体制の確立に努められたい。</p>
<p>(5) 新任担当職員・実務担当職員の研修</p> <p>許認可等の事務は、直接県民の生活や社会経済活動に関わり、公正の確保や透明性の向上とともに、迅速性が求められる。そのため、日頃から担当職員の研鑽が不可欠であり、研修の充実を図る必要がある。</p> <p>監査の結果では、研修を実施していない事務が認められたが、特に、年度当初にあっては、新任担</p>	<p>(2) 処理期間の状況</p> <p>許認可等の事務は、直接県民の生活や社会経済活動に関わることから、根拠法令等の規定に従い公正の確保を図るとともに、透明性の向上、事務処理の迅速化、簡素化及び効率化が求められる。</p> <p>監査の結果では、特に、更新申請の許認可等の事務において一括</p> <p>標準処理期間を超えた事例はほぼないが、より迅速な処理ができるよう事務改善に努める。</p>
<p>年度当初に担当者向け研修を実施する。</p>	<p>データにより管理しており、随時紙ベースの台帳としても保管している。</p>

3	<p>許認可等事務の簡素化及び効率化について</p>	<p>(1) 申請手続の簡素化</p> <p>監査の結果では、申請者に記名押印を求めている事務や申請書等の郵送を認めていない事務、法令等では添付を求めている書類を提出させている事務が見受けられたが、これらについては、その必要性を再度検討し、可能な限り、手続の簡素化に努められたい。</p> <p>また、提出を求めている書類についても、既存資料の活用などを積極的に検討し、申請者の負担軽減に努められたい。</p>	<p>更新処理を行うため、標準処理期間を超えて処理している事務が多く認められたことから、遅延が生じた原因の分析を行うなど、遅延対策を講じるよう改善されたい。</p> <p>なお、標準処理期間に対して、処理に要する時間が明らかに多い、または少ない事務については、申請者が適正な処分時期の予測が可能となるよう標準処理期間の見直しを行われたい。</p>	<p>法令で求める書類のみで受付可能であるため、改めて必要書類の周知・公表を行う。</p>
	<p>(2) 申請手続の効率化</p>	<p>監査の結果では、添付書類が膨大であることや証紙貼付、対面審査が必要などの理由から電子申請ができない事務が多く認められたが、更なる県民の利便性向上を図るため、電子申請の導入について取り組まれたい。</p> <p>また、申請書様式等のホームページへの記載が資料の一部のみとなっている事務が認められたが、ホームページの活用は有効な手段であるので、掲載内容の不備を総点検し、県民に対し正しい情報と資料の提供ができるよう改善されたい。</p> <p>さらに、市町村へ権限移譲する</p>	<p>当該許認可事務については、多種多様な案件を審査し個別の聴き取り等が必要となる性質であるため、すぐに電子申請を導入することは困難であると思われる。</p> <p>ホームページへの申請書等掲載については、必要な様式等がすべて掲載されているか確認の上、適宜県民が利用しやすい形に修正をしていく。</p>	
	5	<p>まとめ</p>	<p>行政手続制度について、平成6年10月1日に行政手続法が施行され、平成7年10月1日に行政手続条例が施行された。今般の監査では、これらの施行時に策定した審査基準及び標準処理期間が約20年経過した現在も、当時と変わらずそのまま運用されている許認可等の事務が認められ、たとえば、標準処理期間と平均的な処理期間に大きな乖離が見られる事務があるなどの実態が明らかとなった。</p> <p>今後は、許認可等の事務手続及び執行が適正に行われているかを定期的に確認するなど、改善に努められたい。</p>	<p>許認可等の事務は、県民生活や社会経済活動に密接に関わるものであり、より一層の行政サービス向上や事務の改善に取り組むことが求められることから、行政手続法及び行政手続条例が適用される延べ1,500を超える許認可等の事務の状況を把握した上で、20事務・32機関を監査した。</p> <p>その結果については、これまで幾々述べてきたところではあるが、さらなる手続の簡素化や効率化、迅速化などの事務改善を図る必要がある事務があった。</p> <p>今後、この報告書をもとに改善が図られ、本庁及び地方機関を通じて、許認可等の事務が更に適正かつ迅速に執行されることを期待</p>
	4	<p>行政手続制度に関する適正な管理・運営について</p>	<p>行政手続制度については、平成6年10月1日に行政手続法が施行され、平成7年10月1日に行政手続条例が施行された。今般の監査では、これらの施行時に策定した審査基準及び標準処理期間が約20年経過した現在も、当時と変わらずそのまま運用されている許認可等の事務が認められ、たとえば、標準処理期間と平均的な処理期間に大きな乖離が見られる事務があるなどの実態が明らかとなった。</p> <p>今後は、許認可等の事務手続及び執行が適正に行われているかを定期的に確認するなど、改善に努められたい。</p>	<p>標準処理期間については、実際の処理日数と比較して適切かどうかを検討していく。</p> <p>事務手続については、より県民にとって分かりやすく利用しやすいような情報公開を行っていく。</p>
	4	<p>行政手続制度に関する適正な管理・運営について</p>	<p>ことにより事務の迅速化、県民サービスの向上につながる事務については、市町村等との十分な協議と密接な連携により、権限移譲を推進されたい。</p>	<p>標準処理期間については、実際の処理日数と比較して適切かどうかを検討していく。</p> <p>事務手続については、より県民にとって分かりやすく利用しやすいような情報公開を行っていく。</p>

(3) 「宮城県警察の許認可等の事務について」

	し、平成26年度行政監査の意見とする。	
--	---------------------	--

	監査委員の意見	措置状況
1 許認可等事務の処理体制について	(1) 審査の基準の設定及び公表 審査基準は、申請に基づき許認可等を行うかどうかを法令等の定めに従って判断するために必要であり、許認可等の性質に照らしてきり限りの具体的なものを定めることにより、公正かつ効率的な事務処理が可能となる。 監査の結果では、審査基準の公表がなされていない許認可等の事務が認められたことから、審査基準の設定及び公表について今一度確認を行うとともに、審査基準の設定及び公表を行っていない事務にあつては、速やかに審査基準の設定及び公表を行うよう改善されたい。 また、公表の方法については、「県政情報センター等に備付け」が多く認められたが、申請者の更なる利便性向上のため、受付窓口への備付けやホームページへの掲載など、多様な公表の方法を検討されたい。	審査基準については、警察庁が示した基準等に基づき適正に設定し、その公表方法についても、警察署及び警察本部の担当課の受付窓口にも備え付けているほか、ホームページにも掲載を行っている。今後と同様に、申請者の利便性に配慮した取扱いをしていくこととする。
(2) 標準処理期間の設定及び公表	標準処理期間の設定は、行政手続法及び行政手続条例において、いわゆる努力規定とされているが、県が一定の目安として定めることにより、申請者が処分時期の予測が可能となり、また、公正かつ迅速な事務処理が可能となることから、合理的な理由なしに設定を怠ることのないよう留意す	上記1(1)と同様に設定及び公表しており、適正に取扱いしている。

る必要がある。
監査の結果では、標準処理期間の設定及び公表がなされていない許認可等の事務が認められたことから、改めて標準処理期間の設定及び公表について確認を行うとともに、標準処理期間の設定及び公表を行っていない事務にあつては、速やかに標準処理期間の設定及び公表を行うよう改善された。また、公表の方法については上記1(1)と同様に、多様な公表方法を検討されたい。

(3) 審査基準及び標準処理期間の表示

審査基準及び標準処理期間の具体的な内容を表示することにより、申請者への利便性向上が図られる。特に、標準処理期間には、経由期間・協議期間も含まれることから、受付機関で明示する必要がある。
監査の結果では、受付機関における審査基準及び標準処理期間の表示について、「事前相談や申請時に説明する」という事務が多く認められたが、これは、行政手続法及び行政手続条例に定める「適当な方法」により「公にしておかなければならない」状況とは言い難い。審査基準及び標準処理期間の具体的な内容について、受付機関の窓口などへの備付けはもとより、閲覧できるようにするなど改善されたい。

各受付窓口には審査基準及び標準処理期間について、閲覧できるよう備付けしているほか、申請者からの問合せに対しては、担当者が関係部分を示し教示する等、利便性に配慮した取扱いを今後も継続して行うこととする。

(4) 受付窓口の体制

受付機関の受付窓口は、分かり易い案内表示や申請書様式及び記載例、添付書類に関する事項等を備え付けることにより、申請者への行政サービスの向上が図られる。

警察本部及び警察署入口に各課への案内表示をしているほか、担当課に受付カウンターを設置し、分かり易い案内表示を行っている。また、申請書様式及び記載例については、受付スペースに可能な

	<p>監査の結果では、受付機関の窓口案内表示について、室内または室外に座席表等による表示が多く認められたが、この表示方法では申請者にとって十分とは言えないので、分かり易い案内表示を行うよう改善されたい。特に、多岐にわたる許認可等の事務を行っている受付機関にあつては、初めて訪れる申請者にも見易く、分かり易い案内表示にされたい。</p> <p>また、申請書様式等の備付けに關しては、必要に応じて随時申請者に提供している事務が認められたが、受付機関は、申請書様式及び記載例等を常時、窓口に備え付けるなど、申請者の利便性向上に配慮されたい。</p>	<p>限り、備付けるなど、申請者の利便性向上に配慮することとする。</p>
<p>(5) 新任担当職員・実務担当職員の研修</p>	<p>許認可等の事務は、直接県民の生活や社会経済活動に関わり、公正の確保や透明性の向上とともに、迅速性が求められる。そのため、日頃から担当職員の研鑽が不可欠であり、研修の充実を図る必要がある。</p> <p>監査の結果では、研修を実施していない事務が認められたが、特に、年度当初にあつては、新任担当職員の事務不慣れによるもののほか、人事異動における新旧担当職員の不十分な引継ぎによるミス等の発生が考えられるので、年度初めの早い時期に必ず研修を実施するよう改善されたい。</p>	<p>例年、年度当初に各許認可事務の本部主管課において研修会を実施し、担当職員の知識の習熟を図っている。</p> <p>人事異動期における事務引継ぎについても、書面及び口頭で確実に引継ぎを行い、事務不慣れによるミスの未然防止を図っており、今後とも継続し実施することとする。</p>
<p>2 許認可等事務の処理状況について</p>	<p>(1) 審査の進行管理体制</p>	<p>許認可等の事務は、県民の権利・義務等に直接影響を及ぼすことから、迅速かつ適正な処理が求められており、組織的に業務を遂行するための体制づくりに取り組</p>
	<p>む必要がある。</p> <p>監査の結果では、申請受付簿等を備え付けていない事務や審査表を使用していない事務が認められたが、事務の進行管理だけでなく、補正期間を管理する上で申請受付簿等が必要であり、また、審査のポイントを明確にして適正な審査を行う上で審査表は有用である。さらに、許認可等管理台帳等の書類を作成し活用することは、適切な進行管理を行う上で有効である。</p> <p>については、これらの書類を備え付けていない、又は作成していない事務にあつては、改善するとともに、効果的なチェックシステムを構築するなど、内部統制への取組を通じて、組織的な審査体制の確立に努められたい。</p>	<p>要領等を定め、その中に審査表を示し、受付機関において活用すること、で、組織的な審査体制の確立を図っている。</p>
	<p>(2) 処理期間の状況</p>	<p>許認可等の事務は、直接県民の生活や社会経済活動に関わることから、根拠法令等の規定に従い公正の確保を図るとともに、透明性の向上、事務処理の迅速化、簡素化及び効率化が求められる。</p> <p>監査の結果では、特に、更新申請の許認可等の事務において一括更新処理を行うため、標準処理期間を超えて処理している事務が多く認められたことから、遅延が生じた原因の分析を行うなど、遅延対策を講じるよう改善されたい。</p> <p>なお、標準処理期間に対して、処理に要する時間が明らかに多い、または少ない事務については、申請者が適正な処分時期の予測が可能となるよう標準処理期間の見直しを行われたい。</p>

<p>3 許認可等事務の簡素化及び効率化について</p>	<p>(1) 申請手続の簡素化</p>	<p>監査の結果では、申請者に記名押印を求めている事務や申請書等の郵送を認めていない事務、法令等では添付を求めている書類を提出させている事務が見受けられたが、これらについては、その必要性を再度検討し、可能な限り、手続の簡素化に努められた。また、提出を求めている書類についても、既存資料の活用などを積極的に検討し、申請者の負担軽減に努められた。</p>	<p>風俗営業の許可申請で、飲食を提供する営業の場合には、適法な営業であることを確認するため、食品衛生法上の飲食店許可証の写しを任意に求めている。これは、食品衛生法上の無許可の飲食店営業の未然防止や風俗営業の信義貸し営業の禁止の観点から求めているもので、同書類の確認は警察庁通達にも示されており、これを受けて本県でも同内容を通達で規定している。</p>
<p>(2) 申請手続の効率化</p>	<p>監査の結果では、添付書類が膨大であることや証紙貼付、対面審査が必要などの理由から電子申請ができない事務が多く認められたが、更なる県民の利便性向上を図るため、電子申請の導入について取り組まれた。</p> <p>また、申請書様式等のホームページへの記載が資料の一部のみとなっている事務が認められたが、ホームページの活用は有効な手段であるので、掲載内容の不備を総点検し、県民に対して正しい情報と資料の提供ができるよう改善されたい。</p> <p>さらに、市町村へ権限移譲することによって事務の迅速化、県民サービスの向上につながる事務については、市町村等との十分な協議と密接な連携により、権限移譲を推進されたい。</p>	<p>電子申請の導入については、手数料を収入証紙で納付していることや、費用対効果の面から、短期間での導入は困難であると思われるが、県全体の動向を踏まえ、今後検討することとしたい。</p> <p>現在もホームページ上に、申請書様式のほか、各許認可の概要、申請の手引等についても掲載しており、随時掲載内容の点検を実施し、正しい情報提供に努めることとする。</p> <p>県民の安全・安心の確保といった、警察業務の特殊性から、市町村への権限移譲は出来ないものと思われる。</p>	<p>審査基準及び標準処理期間については、警察庁で示している基準に基づき、適正に定め運用している。今後、大きな乖離がある場合に</p>
<p>4 行政手続制度に関する適正な管理運営につ</p>	<p>行政手続制度については、平成6年10月1日に行政手続法が施行され、平成7年10月1日に行政手続条例が施行された。今般の監査では、これらの施行時に策定した</p>	<p>審査基準及び標準処理期間については、警察庁で示している基準に基づき、適正に定め運用している。今後、大きな乖離がある場合に</p>	<p>について、随時、実情に合わせた見直しを行うこととする。</p>
<p>5 まとめ</p>	<p>許認可等の事務は、県民生活や社会経済活動に密接に関わるものであり、より一層の行政サービス向上や事務の改善に取り組むことが求められることから、行政手続法及び行政手続条例が適用される延べ1,500を超える許認可等の事務の状況を把握した上で、20事務・32機関を監査した。</p> <p>その結果については、これまで幾々述べてきたところではあるが、さらなる手続の簡素化や効率化、迅速化などの事務改善を図る必要がある事務があった。</p> <p>今後、この報告書をもとに改善が図られ、本庁及び地方機関を通じて、許認可等の事務が更に適正かつ迅速に執行されることを期待し、平成26年度行政監査の意見とする。</p>	<p>許認可等の事務は、県民生活や社会経済活動に密接に関わるものであり、より一層の行政サービス向上や事務の改善に取り組むことが求められることから、行政手続法及び行政手続条例が適用される延べ1,500を超える許認可等の事務の状況を把握した上で、20事務・32機関を監査した。</p> <p>その結果については、これまで幾々述べてきたところではあるが、さらなる手続の簡素化や効率化、迅速化などの事務改善を図る必要がある事務があった。</p> <p>今後、この報告書をもとに改善が図られ、本庁及び地方機関を通じて、許認可等の事務が更に適正かつ迅速に執行されることを期待し、平成26年度行政監査の意見とする。</p>	<p>今後、申請者の更なる利便性の向上を目的とし、可能な限り手続の簡素化、効率化について検討するとともに、適正かつ迅速な許認可事務の執行に努めることとする。</p>
<p>○宮城県監査委員告示第3号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人菅博雄から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。</p> <p>平成27年4月21日</p> <p>宮城県監査委員 安 部 孝</p>			

収用委員会

宮城県監査委員 ゆきみゆき
 宮城県監査委員 工藤 鏡子
 宮城県監査委員 成田 由加里

○宮城県収用委員会告示第一号

平成二十六年十二月八日付けで当収用委員会が行った一般国道四十五号改築工事（宮城県本吉郡南三陸町志津川字小森地内から同町歌津字皿貝地内まで）並びにこれに伴う町道、普通河川及び農業用道路付替工事に係る裁決手続開始決定において、土地所有者の住所に誤りがあったことが確認されたので、下記のとおり更正する。

平成二十七年四月二十一日

宮城県収用委員会

氏名	正	誤
菅原 嘉之	宮城県仙台市若林区大和町五丁目三二番九一―二五号	宮城県仙台市若林区六丁の目北町四番二〇―一六〇四号

正 誤

○宮城県公報第二六〇九号（平成二十六年十一月十八日付け）中

ページ 段

行

正

誤

五 上 後るか
 宮城県漁業協同組合代表理事 長 小野 喜夫

宮城県漁業協同組合代表理事 長 阿部 力太郎

○宮城県公報号外第一〇号（平成二十七年三月二十五日付け）中

ページ 段

一

正

誤

第一条第十号中「第八号」を「第九号」に改める。
 別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。